

流山市高齢者等市内移動支援バス事業利用規約

平成19年 6月1日施行

平成20年 3月1日施行

平成21年 4月1日施行

平成22年 4月1日施行

平成22年10月1日施行

(規約の制定)

第1条 この規約は、高齢者等市内移動支援バス事業（以下「事業」という。）の適用及び利用方法を規定するものです。

(規約の適用)

第2条 この規約は、事業を利用するすべての方に適用します。

2 事業の利用者は、この規約を遵守してください。

(規約の変更)

第3条 市長は、必要があると認めた場合、この規約を変更できるものとします。

2 市長がこの規約を変更した場合は、利用者は変更後の規約に従ってください。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、市が各協力企業等の協力のもと、送迎バスの空席を活用して、高齢者に対する移動の支援を行うものです。

(利用対象者)

第5条 事業の利用対象者は、次の各号すべてに該当する方です。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りではありません。

(1) 本市内に居住し、かつ住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されていること。

(2) 満65歳以上であること。

(3) 送迎バスに一人で乗降できること（ドアの開閉を含む）。

(同意事項)

第6条 事業の利用者は、次の各号すべてに同意した方です。

(1) 送迎バスに乗車中は、運転者の指示に従い、安全な乗車に努めること。

(2) 空席がないときや工事や渋滞等によるコースの変更又は運休により、乗車できない場合があること。

(3) 運行時刻は、各協力企業等の業務に合わせて設定されたものであり、遅延等、時間に若干のずれが生じることがあること。

(4) 利用に当たっては、個人での利用に限り、団体利用はしないこと。

(5) 自らの不注意による事故は、運転者及び各協力企業等に対し、傷害等の

責任を問わないこと。

(6) 乗車中に同乗者から感染する可能性があること。

(7) 市長が高齢者等市内移動支援バス事業利用（カード再交付）申込書兼同意書（以

下「利用申込書」という。）に記載された氏名等の情報を各協力企業等に提供する

こと。

（ただし、この情報は、この事業の目的以外に使用しません）。

(8) 市長が利用申込書記載事項の審査に当たり、利用者の住民記録について、資料の確認を行うこと。

(9) 送迎バスの乗降場所は、協力企業等が定める停車場所とすること。

(10) 乗車する際には、挙手によりバスを停車させ、運転者にパスカードを提示し、

目的地を伝えること。

(11) 指定停車場所で降車の際には、降車する旨を運転手に伝えること。

（利用の手続き）

第7条 事業の利用者は、利用申込書を流山市健康福祉部高齢者生きがい推進課に提出

して、高齢者等市内移動支援バスパスカード（以下「パスカード」という。）を受

け取ってください。

2 パスカードの有効期限は、事業終了の日までとします。

（パスカード）

第8条 パスカードの記載事項に変更が生じた場合は、変更手続きをしてください。

2 事業の利用を停止又は休止する場合（利用対象外となった場合を含む）は、パスカ

ードを返還してください。

3 パスカードを汚損や紛失した場合は、再交付の手続きを行ってください。

4 パスカードを第3者に貸与、譲渡、売買等を行ってはけません。

（利用料金）

第9条 事業の利用料金は、無料とします。

（運行路線）

第10条 運行路線は、協力企業等ごとの規定路線とします。

（運休日）

第11条 運休日は、土日及び祝日とします。また、各企業等の都合により運

休となる場合もあります。